

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 1

所管課かい名 開発審査課

許認可等の内容	開発行為の許可	
根拠法令等及び条項	都市計画法第29条第1項	
行政庁	静岡市長	
法令の定め	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条から第35条まで</p> <p>都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第19条から第30条まで</p> <p>都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第15条から第28条まで</p> <p>静岡市市街化調整区域内における開発許可の基準等に関する条例（平成20年静岡市条例第15号）</p> <p>静岡市市街化調整区域内における開発許可の基準等に関する条例施行規則（平成20年静岡市規則第26号）</p>	
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 法令の文言の解釈又は裁量的な判断の基準は、ほかに定めるもののほか、開発許可制度研究会編「最新 開発許可制度の解説 第四次改訂版」（ぎょうせい、2022年）に記載されているところによるものとする。</p> <p>2 別紙の「開発許可等に関する手引き（立地基準） 開発審査会付議基準（法第34条第14号）編」に定める15の基準のいずれかに該当する開発行為については、都市計画法第34条第14号の規定により静岡市開発審査会の議を経るものとする。</p>
	設定年月日	平成15年4月1日設定（令和6年8月1日最終設定）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日～70日
	設定年月日	平成15年4月1日設定（令和6年8月1日最終設定）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 2

所管課かい名 開発審査課

許認可等の内容	開発行為の変更の許可	
根拠法令等及び条項	都市計画法第35条の2第1項	
行政庁	静岡市長	
法令の定め	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条から第35条の2まで 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第19条から第30条まで 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第15条から第28条まで 静岡市市街化調整区域内における開発許可の基準等に関する条例（平成20年静岡市条例第15号） 静岡市市街化調整区域内における開発許可の基準等に関する条例施行規則（平成20年静岡市規則第26号）</p>	
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 法令の文言の解釈又は裁量的な判断の基準は、ほかに定めるもののほか、開発許可制度研究会編「最新 開発許可制度の解説 第四次改訂版」（ぎょうせい、2022年）に記載されているところによるものとする。</p> <p>2 別紙の「開発許可等に関する手引き（立地基準） 開発審査会付議基準（法第34条第14号）編」に定める15の基準のいずれかに該当する開発行為については、都市計画法第34条第14号の規定により静岡市開発審査会の議を経るものとする。</p>
	設定年月日	平成15年4月1日設定（令和6年8月1日最終設定）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日～70日
	設定年月日	平成15年4月1日設定（令和6年8月1日最終設定）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 4

所管課かい名 開発審査課

許認可等の内容	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	
根拠法令等及び条項	都市計画法第43条第1項	
行政庁	静岡市長	
法令の定め	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条及び第43条</p> <p>都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第26条、第28条及び第29条、第29条の5から第30条まで及び第34条から第36条まで</p> <p>都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第22条から第28条まで及び第34条</p> <p>静岡市市街化調整区域内における開発許可の基準等に関する条例（平成20年静岡市条例第15号）</p> <p>静岡市市街化調整区域内における開発許可の基準等に関する条例施行規則（平成20年静岡市規則第26号）</p>	
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 法令の文言の解釈又は裁量的な判断の基準は、ほかに定めるもののほか、開発許可制度研究会編「最新 開発許可制度の解説 第四次改訂版」（ぎょうせい、2022年）に記載されているところによるものとする。</p> <p>2 別紙の「開発許可等に関する手引き（立地基準） 開発審査会付議基準（法第34条第14号）編」に定める15の基準のいずれかに該当する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定により静岡市開発審査会の議を経るものとする。</p>
	設定年月日	平成15年4月1日設定（令和6年8月1日最終設定）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日～70日
	設定年月日	平成15年4月1日設定（令和6年8月1日最終設定）